

事後審査式総合評価落札方式の入札について

令和 6 年度より、総合評価落札方式の入札を事前審査から事後審査に変更しました。

入札システムでの入札参加申請の際には、「総合評価落札方式一般競争入札参加申請書」に加えて「加算点申告表」を添付してください。(添付がない場合は無効になりますので、ご注意ください。)

開札後、落札候補者になられた方のみ「特別簡易型総合評価落札方式一般競争入札参加資格確認申請書」に各種確認資料（各種コピー等）を添えて提出していただきます。

入札の流れについては事務フローを参考にしてください。

事後審査型総合評価競争入札事務フローチャート

